

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令の一部を改正する省令案新旧対照条文
 ○ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令（平成十八年農林水産省令第七十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（共済金相当額の算定） 第三条 共済金相当額は、地域における対象農産物（当該地域における対象農産物に係る交付前年度単収を当該対象農産物に係る標準単収で除して得た割合が前条各号に掲げる対象農産物の種類の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を下回ったものに限り、当該地域における交付前年度単位面積当たり収入額が当該地域における単位面積当たり標準的収入額を上回ったものを除く。）に係る第一号に掲げる価額に第二号に掲げる数量をそれぞれ乗じて得た額（その額が、当該地域における当該対象農産物に係る単位面積当たり標準的収入額から交付前年度単位面積当たり収入額を控除した額に〇・九を乗じて得た額を上回る場合にあつては、その乗じて得た額）に、対象農業者（法第二条第二項に規定する対象農業者をいう。以下同じ。）の当該対象農産物の交付前年度生産面積（施行規則第十一条第一項に規定する交付前年度生産面積をいう。）をそれぞれ乗じて得た額を合算して得た額とする。 一・二 （略）	（共済金相当額の算定） 第三条 共済金相当額は、地域における対象農産物（当該地域における対象農産物に係る交付前年度単収を当該対象農産物に係る標準単収で除して得た割合が前条各号に掲げる対象農産物の種類の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を下回ったものに限り、当該地域における交付前年度単位面積当たり収入額が当該地域における単位面積当たり標準的収入額を上回ったものを除く。）に係る第一号に掲げる価額に第二号に掲げる数量をそれぞれ乗じて得た額（その額が、当該地域における当該対象農産物に係る単位面積当たり標準的収入額から交付前年度単位面積当たり収入額を控除した額に〇・九を乗じて得た額を上回る場合にあつては、その乗じて得た額）に、対象農業者（法第二条第二項に規定する対象農業者をいう。）の当該対象農産物の交付前年度生産面積（施行規則第十一条第一項に規定する交付前年度生産面積をいう。）をそれぞれ乗じて得た額を合算して得た額とする。 一・二 （略）

附 則

（交付金の金額の算定の特例）

第二条 米戸別所得補償モデル事業交付金（平成二十二年度の予算に係る戸別所得補償制度実証事業交付金のうち米戸別所得補償モデル事業交付金（平成二十二年産の米穀の販売価格にかかわらず、定額により支給する部分を除く。）をいう。）の交付を受けた対象農業者に対して、その生産した平成二十二年産の対象農産物に係る交付金を交付する場合（当該対象農産物に米穀が含まれている場合であつて、かつ、当該地域における当該米穀に係る単位面積当たり標準的収入額が当該地域における当該米穀に係る交付前年度単位面積当たり収入額を上回る場合に限る。）における第一条の規定の適用については、同条中「〇・九を乗じて得た額」とあるのは「〇・九を乗じて得た額から対象農業者（第三条に規定する対象農業者をいう。以下この条において同じ。）が交付を受けた米戸別所得補償モデル事業交付金（附則第二条第一項に規定する米戸別所得補償モデル事業交付金をいう。）の額（その額が、当該地域（第二条に規定する地域をいう。）における米穀に係る単位面積当たり標準的収入額（第二条に規定する単位面積当たり標準的収入額をいう。）から交付前年度単位面積当たり収入額（第二条に規定する交付前年度単位面積当たり収入額をいう。）を控除した額に〇・九を乗じて得た額に、当該対象農業者の当該米穀の交付前年度生産面積（第三条に規定する交付前年度生産面積をいう。）を乗じて得た額を上回る場合

附 則

（交付金の金額の算定の特例）

第二条 平成十九年産の対象農産物に係る交付金を交付する場合における第一条の規定の適用については、同条中「金額（その金額が同項の積立金の額に三を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）」とあるのは、「金額」とする。

2 前項に規定する場合における施行規則第十三条第二項第一号の規定の適用については、同号中「当該交付金の金額の三分の一に相当する額」とあるのは、「当該交付金の金額の三分の一に相当する額（その額が積立金の額を超えるときは、積立金の全額）」とする。

にあつては、その乗じて得た額）を控除して得た額」と、「同項の」とあるのは「法第四条第一項の」とする。

2 前項に規定する場合において、交付前年度単収を標準単収で除して得た割合が、第二条各号に掲げる対象農産物の種類の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を下回ったとき（当該地域における交付前年度単位面積当たり収入額が当該地域における単位面積当たり標準的収入額を上回った場合を除く。）は、第一条の規定の適用については、第二条及び同項の規定にかかわらず、第一条中「〇・九を乗じて得た額」とあるのは「〇・九を乗じて得た額から共済金相当額（第三条の規定により算定される額をいう。以下この条において同じ。）を控除した額から、更に対象農業者（第三条に規定する対象農業者をいう。以下この条において同じ。）が交付を受けた米戸別所得補償モデル事業交付金（附則第二条第一項に規定する米戸別所得補償モデル事業交付金をいう。）の額（その額が、当該地域（第二条に規定する地域をいう。）における米穀に係る単位面積当たり標準的収入額（第二条に規定する単位面積当たり標準的収入額をいう。）から交付前年度単位面積当たり収入額（第二条に規定する交付前年度単位面積当たり収入額をいう。）を控除した額に〇・九を乗じて得た額に、当該対象農業者の当該米穀の交付前年度生産面積（第三条に規定する交付前年度生産面積をいう。）を乗じて得た額から当該米穀に係る共済金相当額を控除して得た額を上回る場合にあつては、その控除して得た額）を控除して得た額」と、「同項の」とあるのは「法第四条第一項の」とする。

○ 改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令附則第二条第一項を適用した場合における第一条の読替表

読替後	読替前
(交付金の金額の算定) 第一条 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(以下「法」という。)第四条第一項の交付金(以下「交付金」という。)の金額は、同項に規定する標準的収入額と同項に規定する前年度収入額との差額に〇・九を乗じて得た額から対象農業者(第三条に規定する対象農業者をいう。以下この条において同じ。)が交付を受けた米戸別所得補償モデル事業交付金(附則第二条第一項に規定する米戸別所得補償モデル事業交付金をいう。)の額(その額が、当該地域(第二条に規定する地域をいう。)における米穀に係る単位面積当たり標準的収入額(第二条に規定する単位面積当たり標準的収入額をいう。)から交付前年度単位面積当たり収入額(第二条に規定する交付前年度単位面積当たり収入額をいう。))を控除した額に〇・九を乗じて得た額に、当該対象農業者の当該米穀の交付前年度生産面積(第三条に規定する交付前年度生産面積をいう。))を乗じて得た額を上回る場合にあっては、その乗じて得た額(を控除して得た額に〇・七五を乗じて得た金額(その金額が法第四条第一項の積立金の額に三を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額)とする。))とする。	(交付金の金額の算定) 第一条 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(以下「法」という。)第四条第一項の交付金(以下「交付金」という。)の金額は、同項に規定する標準的収入額と同項に規定する前年度収入額との差額に〇・九を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た金額(その金額が同項の積立金の額に三を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額)とする。

○ 改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令附則第二条第二項を適用した場合における第一条の読替表

読替後	読替前
(交付金の金額の算定) 第一条 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(以下「法」という。)第四条第一項の交付金(以下「交付金」という。)の金額は、同項に規定する標準的収入額と同項に規定する前年度収入額との差額に○・九を乗じて得た額から共済金相当額(第三条の規定により算定される額をいう。以下この条において同じ。)を控除した額から、更に対象農業者(第三条に規定する対象農業者をいう。以下この条において同じ。)が交付を受けた米戸別所得補償モデル事業交付金(附則第二条第一項に規定する米戸別所得補償モデル事業交付金をいう。)の額(その額が、当該地域(第二条に規定する地域をいう。)における米穀に係る単位面積当たり標準的収入額(第二条に規定する単位面積当たり収入額(第二条に規定する交付前年度単位面積当たり収入額をいう。)を控除した額に○・九を乗じて得た額に、当該対象農業者の当該米穀の交付前年度生産面積(第三条に規定する交付前年度生産面積をいう。)を乗じて得た額から当該米穀に係る共済金相当額を控除して得た額を上回る場合にあつては、その控除して得た額)を控除して得た額に○・七五	(交付金の金額の算定) 第一条 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(以下「法」という。)第四条第一項の交付金(以下「交付金」という。)の金額は、同項に規定する標準的収入額と同項に規定する前年度収入額との差額に○・九を乗じて得た額に○・七五を乗じて得た金額(その金額が同項の積立金の額に三を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額)とする。

を乗じて得た金額（その金額が法第四条第一項の積立金の額に三を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）とする。

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令の一部を改正する省令案参照条文

○ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「対象農産物」とは、米穀、麦、大豆、てん菜、でん粉の製造の用に供するばれいしょその他の農産物であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。

- 一 国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要なもの
- 二 前号に該当する他の農産物と組み合わせた生産が広く行われているもの

2 この法律において「対象農業者」とは、次に掲げる要件に該当する者をいう。

- 一 次のいずれかに該当するものであること。

イ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条の二第一項に規定する認定農業者であつて、その耕作の業務の規模が対象農産物の効率的な生産を図る上で適切なものとして農林水産省令で定める基準に適合するもの

ロ 農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業団体その他の委託を受けて農作業を行う組織（地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれること、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることその他の農林水産省令で定める要件を満たすものに限り、法人を除く。）であつて、その耕作の業務の規模が対象農産物の効率的な生産を図る上で適切なものとして農林水産省令で定める基準に適合するもの

二 環境と調和のとれた農業生産に関して農林水産省令で定める基準を遵守していること。

三 その耕作の業務の対象となる農地のうちに、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地として農林水産省令で定めるものがないこと。

（生産条件に関する不利を補正するための交付金の交付）

第三条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、特定対象農産物（対象農産物のうち、我が国における標準的な生産費が標準的な販売価格を超えるものと認められるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）の我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、対象農業者に対し、次に掲げる交付金を交付するものとする。

- 一 当該年度の前年度以前の農林水産省令で定める期間における対象農業者の特定対象農産物の期間平均生産面積（当該期間におけるその

者の特定対象農産物の生産量をそれぞれ農林水産省令で定めるところにより生産面積に換算したものを基準として、農林水産省令で定めるところにより算出した面積をいう。以下同じ。）に依じて交付する交付金

二 当該年度において対象農業者が生産した特定対象農産物の品質及び生産量に依じて交付する交付金 2ゝ8 (略)

(収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付)

第四条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、当該年度の前年度における対象農産物に係る収入の額として農林水産省令で定めるところにより対象農業者ごとに算出した額（以下「前年度収入額」という。）が、対象農産物に係る標準的な収入の額として農林水産省令で定めるところにより対象農業者ごとに算出した額（以下「標準的収入額」という。）を下回った場合には、これによる対象農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するため、対象農業者（収入の減少がその経営に及ぼす影響を緩和するための積立金であつてその額その他の事項が農林水産省令で定める基準に適合するものを積み立てているものに限る。）に対し、交付金を交付するものとする。

2 前項の交付金の金額は、対象農業者ごとに、標準的収入額と前年度収入額との差額、当該差額の発生がその農業経営に及ぼす影響及び収入の減少に備えて行われる取組の状況を考慮して農林水産省令で定めるところにより算定した金額とする。

3 農林水産大臣は、前項の農林水産省令を制定し、又は改正しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

○ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）（抄）

（前年度収入額の算出）

第十一条 法第四条第一項の規定による前年度収入額の算出は、都道府県又は都道府県の区域を分けて農林水産大臣が定める地域（以下「地域」と総称する。）別及び対象農産物の種類別に同項の交付金を交付する年度の前年度（以下「交付前年度」という。）における単位面積当たりの収入額として農林水産大臣が定めるもの（以下「交付前年度単位面積当たり収入額」という。）に、当該交付前年度における対象農業者の対象農産物の生産面積（当該交付前年度における対象農産物の生産量（次の各号に掲げる対象農産物の種類に依じそれぞれ当該各号に定める数量で対象農業者に係るものをいう。）を地域別の当該対象農産物の単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めるもので除して得たものをいう。以下「交付前年度生産面積」という。）を対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得た額を合算してするものとする。

一 米穀 次のいずれかに該当する米穀（食糧法改正法による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（以下「新食糧法」と

いう。) 第九条第一号の資金の貸付けの対象となつたもの及び種子として販売し、又は販売を委託して出荷したものを除く。) であつて、その品質が整粒の割合その他の事項を考慮して農林水産大臣が定める規格に適合するものの数量(陸稲に係る米穀以外の米穀にあつては、新食糧法第五条第一項に規定する生産調整方針(同項の認定を受けたものに限る。以下「生産調整方針」という。))に従つて対象農業者に対して交付前年度に設定された同条第二項第一号に規定する生産数量目標の対象とされたものの数量に限り、その数量が当該目標に定められた数量を超える場合にあっては、当該目標に定められた数量とする。)

イ 交付前年度末までに、対象農業者が新食糧法第八条第一項に規定する米穀安定供給確保支援機構の会員又は当該会員の構成員であつて次に掲げる要件のいずれにも該当するものに対し販売し、又は販売を委託して出荷したもの

(1) 生産調整方針を作成していること。

(2) 新食糧法第四十七条第一項の規定による届出(出荷の事業に係るものに限る。)をしていること。

ロ 交付前年度末までに、対象農業者又は対象農業者から委託を受けて米穀を販売する者(イに掲げる者を除く。)が、販売の相手方との間で当該相手方に対し米穀を販売することを約した契約を締結して、当該契約に基づき販売の対象としたもの(対象農業者が年間で通じて銘柄別の同一の販売価格で販売することとしたもの(その銘柄別の販売価格の設定が当該銘柄に係る市場価格の動向を十分に考慮して行われたと認められるものを除く。))を除く。)

二 米穀以外の対象農産物 それぞれ前条各号に定める数量(この場合において、同条第一号中「法第三条第一項第二号の交付金を交付する年度(以下この条において「交付年度」という。))とあり、同号及び同条第二号中「交付年度」とあるのは、「交付前年度」とする。)

2 農林水産大臣は、交付前年度単位面積当たり収入額を定めるに当たつては、交付前年度における地域別及び対象農産物の種類別の販売価格及び単位面積当たりの収穫量を考慮するものとする。

(標準的収入額の算出)

第十二条 法第四条第一項の規定による標準的収入額の算出は、地域別及び対象農産物の種類別に単位面積当たりの標準的な収入額として農林水産大臣が定めるもの(以下「単位面積当たり標準的収入額」という。))に、交付前年度生産面積を対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得た額を合算してするものとする。

2 農林水産大臣は、単位面積当たり標準的収入額を定めるに当たつては、交付前年度の前年度以前五箇年度の各年度における地域別及び対象農産物の種類別の販売価格に当該年度における地域別及び対象農産物の種類別の単位面積当たりの収穫量を対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得た額のうち最大のもの及び最小のものを除いた額その他の事項を考慮するものとする。

(積立金の基準)

第十三条 (略)

2 積立金管理者は、積立金を積み立てている者が次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その者に対し、それぞれ当該各号に定める額を取り崩した上で返納するものとする。

一 交付金の交付を受ける場合 当該交付金の金額の三分の一に相当する額

二 積立金の返納の申出をした場合 積立金の全額

三 前項第一号の申出をしなかった場合 積立金の全額

四 前項第二号イの規定により選択した額を納付せず、かつ、繰越積立残額が同号ロに該当しない場合 積立金の全額

五 前項第二号イの規定により積立金管理者に対して納付した額が同号イの規定により選択した額を超えた場合 その超えた部分に相当する額

六 交付前年度における法第四条第一項に規定する標準的収入額が当該交付前年度における積立基準収入額を下回った場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

イ 積立金の額が、当該積立基準収入額の百分の二・二五に相当する額以上百分の四・五に相当する額未満である場合 当該積立基準収入額と当該標準的収入額との差額の百分の二・二五に相当する額

ロ 積立金の額が、当該積立基準収入額の百分の四・五に相当する額以上である場合 当該積立基準収入額と当該標準的収入額との差額の百分の四・五に相当する額

七 交付金の交付の申請があつた際に対象農業者でないことが確認された場合 積立金の全額

3 (略)

○ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令(平成十八年農林水産省令第七十二号) (抄)

(交付金の金額の算定)

第一条 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(以下「法」という。)第四条第一項の交付金(以下「交付金」という。)の金額は、同項に規定する標準的収入額と同項に規定する前年度収入額との差額に〇・九を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た金額(その金額が同項の積立金の額に三を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額)とする。

第二条 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号。以下「施行規則」という。）第十一条第一項に規定する地域（以下「地域」という。）別及び対象農産物（法第二条第一項に規定する対象農産物をいう。以下同じ。）の種類別に交付金を交付する年度の前年度（以下「交付前年度」という。）における単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めるもの（以下「交付前年度単収」という。）を当該地域別及び対象農産物の種類別に単位面積当たりの標準的な収穫量として農林水産大臣が定めるもの（以下「標準単収」という。）で除して得た割合のいずれかが、次の各号に掲げる対象農産物の種類の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を下回った場合（当該地域における交付前年度単位面積当たり収入額（施行規則第十一条第一項に規定する交付前年度単位面積当たり収入額をいう。以下同じ。）が当該地域における単位面積当たり標準的収入額（施行規則第十二条第一項に規定する単位面積当たり標準的収入額をいう。以下同じ。）を上回った場合を除く。）における前条の規定の適用については、同条中「〇・九を乗じて得た額」とあるのは、「〇・九を乗じて得た額から共済金相当額（第三条の規定により算定される額をいう。）を控除して得た額」とする。

一 米穀 九割

二 春期には種する小麦（主として三月及び四月には種することにより生産される小麦をいう。） 九割

三 秋期には種する小麦（主として九月から十一月までの間には種することにより生産される小麦をいう。） 九割

四 二条大麦 九割

五 六条大麦 九割

六 はだか麦 九割

七 大豆 九割

八 てん菜 九割

九 でん粉の製造の用に供するばれいしょ 九割

附 則 （平成二〇年四月一日農林水産省令第三〇号）

（交付金の金額の算定の特例）

第二条 平成十九年産の対象農産物に係る交付金を交付する場合における第一条の規定の適用については、同条中「金額（その金額が同項の積立金の額に三を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）」とあるのは、「金額」とする。

2 前項に規定する場合における施行規則第十三条第二項第一号の規定の適用については、同号中「当該交付金の金額の三分の一に相当する額」とあるのは、「当該交付金の金額の三分の一に相当する額（その額が積立金の額を超えるときは、積立金の全額）」とする。